平成２４年（フ）第３１０６号
大阪府豊中市中桜塚１丁目12番１―301号
債務者　芳本　謙二
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３１９０号
大阪府四條畷市岡山東５丁目４番７号　グリーンハイツⅠ201
債務者　五味　淳二
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３２１７号
大阪市平野区喜連２丁目５番79―312号
債務者　ナラサキ技建こと　楢崎　文雄
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３３６８号
大阪府守口市寺方錦通３丁目２番３号
債務者　泉　　照子
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３３７９号
大阪府豊中市上新田４丁目27番１―310号
債務者　矢野　伸一（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３３８１号
大阪府高槻市深沢町２丁目４番５―402号
債務者　木村　雅子
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３４０号
兵庫県西宮市津門川町10番３―103号
債務者　藤原　義浩
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第３５２号
兵庫県西宮市下大市東町35番７号　パルフェミソノ101号、前住所兵庫県西宮市堤町２番38―203号
債務者　津田　千絵
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第６０号
福岡県嘉麻市鴨生510番地２
債務者　瀧口　眞澄
1　決定年月日時　平成24年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２４年（フ）第７２号
福岡県飯塚市平塚114番地６　アパオオバ201号
債務者　宍戸　健史
1　決定年月日時　平成24年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２４年（フ）第３５号
宮崎県日向市永江町３丁目84番地１
債務者　三樹　達也
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第６８号
宮城県栗原市若柳字下畑岡大畑369番地
債務者　早坂　真紀
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第３１４号
千葉県野田市野田1224番地の５　プレジアライフ峰華家106号
債務者　米山美沙子（旧姓高橋・原）
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第３１８号
千葉県野田市二ツ塚489番地の３
債務者　勝俣　光隆
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第３２８号
千葉県松戸市五香３丁目23番地の４　染谷ハイツ103号
債務者　清水　　博
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第３３９号
千葉県鎌ケ谷市右京塚６番12号　パラディーゾ202
債務者　横田　太一
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第３５５号
千葉県野田市七光台435番地　石川アパート１号棟
債務者　山崎　きみ
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部